

訪問看護サービス

重要事項説明書



訪問看護ステーションten波多江

株式会社ten

重要事項説明書

(訪問看護)

1. 当該事業所の概要

(1)指定事業所番号および提供地域

事業所名	訪問看護ステーションten波多江
所在地	福岡県糸島市波多江駅北2丁目13-3 REGIS波多江301
連絡先	092-329-1020 (午前9時～午後6時まで)
管理者	池 千春
事業所番号	209,008,1 (医療保険) 4062090081 (介護保険)
サービスの 提供地域	糸島市、福岡市西区、福岡市早良区 ※提供地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)営業時間およびサービス提供時間

営業日 日曜～土曜 休日なし

営業時間 午前9:00～午後6:00

※サービス提供日時については、ご相談に応じます。

※時間外については、留守番電話で対応し、後日速やかに対応します。

※24時間体制で、緊急時の電話連絡に対応します。

また、主治医の指示に基づいて緊急時訪問に対応します。

(3)職員体制

①管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスに関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。

②訪問看護師 2.5名以上 (常勤換算)

訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。また、訪問看護計画書を作成し、利用者およびその同居家族にその内容を説明するほか、サービス利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導および具体的な援助目標と援助内容の指示、利用者の状況に関する情報の伝達等、サービス内容の管理を行います。

③請求業務・事務全般は、本部で行います。

(4)運営事業者

事業者名	株式会社ten
所在地	福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目 1 - 2 7
連絡先	092-707-0399 (午前 9 時 ~ 午後 6 時まで)
代表者名	代表取締役 西村淳
指 定 事 業	訪問看護事業 (医療保険) 九州厚生局 209,008,1 訪問看護事業 (介護保険) 糸島市 4062090081

2. サービスの内容

(1)訪問看護サービスは、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体、その他の状況およびその置かれている環境に応じて必要なサービスを提供します。

(2)事業者は、下記のサービス内容から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

①健康状態の観察

血圧・体温・呼吸・脈拍等の測定、病状・障がいの観察と助言

②日常生活の看護

健康状態の観察・疾病予防・悪化防止の支援、清潔のケア(清拭・洗髪・入浴介助など)、排泄のケア、日常生活指導、栄養・食事の援助、療養環境整備

③医療的処置・管理

カテーテル・カニユーレ類等の管理、膀胱洗浄、服薬管理、血糖値管理、麻薬管理、抗がん剤管理、緩和ケア、褥創の予防・処置、創傷処置、人工呼吸器の管理、在宅酸素療法の管理、吸入・吸引、医師の指示による医療処置、緊急時対応

④リハビリテーション

日常生活動作の訓練、関節拘縮の予防・訓練、機能訓練、福祉用具選定・住宅改修などに関する助言

⑤ターミナルケア、在宅での看取り

⑥認知症・精神疾患のある方の看護

⑦小児看護

⑧利用者および家族に対する療養生活や看護方法等の相談・支援

⑨社会資源調整・退院支援

⑩その他、医療上の世話

(3)サービスは、訪問看護計画書に沿って計画的に提供します。

(4)複数名訪問看護

必要に応じて2名以上のスタッフで訪問看護を行うことがあります。2名以上で訪問することによって、よりきめ細やかなサービスの提供を行います。

(5)24時間対応体制

緊急対応のための24時間対応体制を導入しております。利用者および家族からの緊急を要する連絡に対応し、必要に応じて緊急時訪問看護を行います。

(6)緊急時訪問看護

利用者および家族からの緊急を要する連絡に対応し、必要に応じて主治医の指示を受け、計画外の訪問看護を行います。

(7)特別訪問看護指示書

①利用者の急性増悪、終末期、退院直後等、頻回に訪問看護が必要と判断された場合に、主治医より特別訪問看護指示書、精神科特別訪問看護指示書、在宅患者点滴注射指示書等が交付されることがあります。基本的には月1回14日間（主治医の指示により1日2回、3回の複数回訪問等）連続した訪問看護となります。

②気管カニューレを使用している利用者、真皮を超える褥瘡の状態にある利用者については、月2回まで特別訪問看護指示書が交付される場合があります。

③介護保険ご利用の場合でも、この期間は医療保険の適用となります。

(8)サービス提供者は、サービス提供にあたって次の行為は行いません。（サービス提供者の禁止行為）

①利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

②利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受

③利用者の同居家族に対するサービス

④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス

⑤利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食

⑥利用者または家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

3. サービスの利用料金と利用者の負担額

(1)提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料金が発生します。

(2)利用時間

(医療保険)

利用時間は、訪問看護計画書に位置づけた時間内でのサービス提供となります。

(介護保険)

①利用時間は、居宅サービス計画書に位置付けた時間内でのサービス提供となります。

②利用時間数は、居宅サービス計画書に位置付けたサービス提供時間数によるものとします。

(3)サービスの保険単位数 (令和6年4月改定 ※改定された場合はその単位数に準ずる)

料金表は別紙参照

4. 利用者が負担するその他の費用

(1)交通費

利用者の居宅もしくは指定場所が事業所が設定しているサービス提供地域以外に該当する場合、事業所と利用者の居宅もしくは指定場所の間の交通費、また、車で訪問し有料駐車場を利用しなければならない場合の駐車料金は、利用者のご負担となります。

(2)医療保険外のサービス利用に係る費用

医療保険を利用できないサービスの利用に係る費用は、利用者のご負担となります。

(3)諸費用

サービス提供にあたり利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用や、療養上必要な物品は利用者のご負担となります。

5. サービスの中止及び変更

(1)利用者がサービス利用の中止 (キャンセル) または変更を希望される場合は、速やかに事業所までご連絡ください。

①受付時間：午前 9 時～午後 6 時

②受付時間外のご連絡については、留守電にメッセージをお残してください。

③キャンセルの受付は当事業所営業日のみとなりますので、ご注意ください。

(2)利用者の都合でサービスを中止（キャンセル）または変更する場合、サービス利用日の前営業日午後6時以降の中止（キャンセル）及び利用時間短縮については、次の料金を申し受けます。

サービス利用日の前営業日の午後6時まで	無料
サービス利用日の前営業日の午後6時以降	キャンセル料：8,000円（税別）
事前連絡が無い場合	キャンセル料：8,000円＋訪問にかかった交通費および駐車場代金
サービス利用時間の短縮を利用者から申し出た場合	予定していたサービス利用時間の全額

※キャンセル料は、自己負担となります。

(3)利用者の都合でサービス利用日の変更を希望する際、サービス利用日の前営業日の午後6時までにご連絡いただいた場合に限り、当月内において2回までを限度とし、利用日の変更を申し受けます。3回目からは（2）に定めたキャンセル料を申し受けます。

また、変更を希望するサービス利用日にサービス利用を約束するものではないものとします。

6. 利用料金、その他の費用の請求および支払方法

利用者負担額、その他の費用については、サービスを利用した月の翌月に請求額を通知し、同月中に指定口座へのお振込みをお願い致します。

- ・訪問看護サービスご利用に関して、公費や各種制度によって、自己負担を軽減される場合があります。
- ・サービス開始前までに、お住まいの自治体へお問い合わせの上、軽減される場合は手続きを行って下さい。
- ・手続きをした日から軽減対象となり、ご利用請求金額が変わりますので、必ず当事業所までご連絡ください。
- ・なお、手続きをした日から軽減対象となりますので、サービスご利用後に手続きをされ負担金が発生した場合は、利用者様のご負担となりますのでご注意ください。

7. サービスの提供にあたっての留意事項

(1)健康保険被保険者証等の確認

サービス提供に先立ち、被保険者証に記載された内容及び利用者、家族、住居等の状況や意向等を確認させていただきます。サービス開始後、被保険者証の内容等に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。尚、毎月初回訪問時には、被保険者証の確認をさせていただきますのでご準備下さい。

(2)訪問看護計画書の作成

利用者および家族の意向に配慮しながら、訪問看護指示書に従って訪問看護計画書（案）を作成します。

作成した訪問看護計画書（案）については、利用者または家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3)サービスの提供

サービスの提供は訪問看護計画書に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、訪問時の利用者等の状況や意向に十分な配慮を行います。

(4)訪問看護計画書の変更等

訪問看護計画書は、利用者等の心身の状況や意向などの変化、訪問看護指示書の内容により、必要に応じて変更することができます。ただし、サービス利用の変更・追加については、サービス提供者の稼働状況等により利用者が希望する日時にサービスを提供できないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を行います。

8．サービス提供の記録

サービスを提供した場合には、あらかじめ定められた「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記載します。

9．虐待防止に関する事項

(1)ステーションは、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の処置を講じます。

- ①虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止の為に必要な措置

(2)ステーションは、訪問看護の提供中に、看護師等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

10.身体拘束適正化

(1)ステーションは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

(2)身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

11. 苦情対応の窓口

(1)利用者の苦情・相談の対応

当事業所のサービスに関する苦情・相談等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

利用者相談窓口	利用時間	9:00～18:00
	利用方法	電話 092-707-0399
	窓口担当者	大塚 慎太郎
その他の苦情窓口	糸島市	092-332-2070
	福岡市 西区役所	092-895-7066
	福岡市 早良区役所	092-833-4355
	福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7859

(2)関係市町村等への苦情・相談の対応

指定サービス提供地域の各市区役所へ苦情を伝えることができます。

(3)苦情処理体制・手順

①苦情の申し出があった時は、ただちに管理者が相手方に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認し、適切に対応します。

②記録を保管し、再発防止に役立てます。

12.ハラスメント対策

事業所は、ハラスメント対策の為の対応を以下の通りとする。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化の必要な措置を講じる。

(2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントをおこなってはならない旨の方針を明確化し従業員に周知・啓発する。

(4) 相談対応のための担当者や窓口を定め従業員に周知する。

13.事故発生時及び緊急時の対応方法

(1)サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2)利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供にあたり、利用者の身体や財産に損害を与えた場合は、事業者に故意過失がなかった場合を除き、その損害を、損害賠償保険をもって賠償します。

14.衛生管理

(1)管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(2)管理者は、ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

①感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

②感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

③感染症に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15.業務継続計画の策定等

(1)ステーションは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2)看護師に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16.サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために

(1) サービス提供の開始時間は、他利用者様の病状や緊急対応、交通状況、駐車場の空き状況等により多少前後します。

(2) サービス提供日時は、定期訪問を原則とします。ただし、他利用者様の病状の変化等により、定期訪問日時の調整変更を要する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3) サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は使用させていただきます。

(4) サービス提供者が事業所に連絡する際に、電話を使用させていただく場合があります。

(5) サービスの記録に要する時間はサービス提供時間に含まれます。尚、記録はスマートフォンもしくはタブレットを使用します。

(6) 利用者から特定のサービス提供者を指名することはできません。

(7) サービス提供者についてお気づきの点やご要望がありましたら、事業所まで遠慮なくご相談ください。

(8) サービス時間の延長について、担当サービス提供者のスケジュールの都合上、お受けできない場合があります。

(9) サービス提供者は、年金などの金銭の取り扱いはできません。

(10) ご本人が不在中のサービス提供は、健康保険法の制度外のサービスとなります。

(11) サービス提供者は健康保険法の制度上、利用者に対してサービスを提供することとされています。従って、ご家族に対するサービス等は、健康保険法の制度外のサービスとなります。

(12) サービス提供者に対する贈り物や飲食のもてなしは、固くご遠慮させていただきます。

(13) サービス提供者個人の住所や電話番号はお教えできません。ご用件がございましたら事業所までお申し出ください。

以下、余白。

(別紙)

訪問看護利用料金表 (介護)

(令和7年6月現在)

【1単位：10.42円】

基本	提供時間	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、助産師の訪問	20分未満	314単位/回	327円	654円	981円
	30分未満	471単位/回	490円	981円	1,472円
	30分以上1時間未満	823単位/回	857円	1,715円	2,572円
	1時間以上1時間30分未満	1128単位/回	1,175円	2,350円	3,526円
准看護師の訪問	20分未満	283単位/回	294円	589円	884円
	30分未満	424単位/回	441円	883円	1,325円
	30分以上1時間未満	741単位/回	772円	1,544円	2,316円
	1時間以上1時間30分未満	1,015単位/回	1,057円	2,115円	3,172円

※20分未満の提供は、ご利用者からの連絡に応じた対応も含まれます

理学療法士等の訪問	20分未満	294単位/回	306円	612円	919円
	40分未満	588単位/回	612円	1,244円	1,838円

※週に6回が限度となります

※主治医がご利用者の容態 (症状) 急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を必要とする旨の特別な指示を行った場合は、その指示から14日に限って上記の訪問看護日は算定しません (医療保険による適応)

【加算】	単位数	利用負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算 (I) : 退院当日サービス	350単位/回	364円	729円	1,094円
初回加算 (II)	300単位/回	313円	625円	938円
退院時共同指導加算	600単位/回	625円	1,250円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算	250単位/回	261円	521円	782円
複数名訪問看護加算 (I) 30分未満	254単位/回	265円	529円	794円
複数名訪問看護加算 (I) 30分以上	402単位/回	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算 1時間30分以上	300単位/回	313円	625円	938円

※緊急時訪問看護加算（Ⅱ）24時間対応	574単位/回	598円	1,196円	1,794円
※特別管理加算（Ⅰ）	500単位/回	521円	1,042円	1,563円
※特別管理加算（Ⅱ）	250単位/回	261円	521円	782円
※ターミナルケア加算	2,000単位/回	2,084円	4,168円	6,252円

- ・ 特別管理加算（Ⅰ）：在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管力ニューレ、留置カテーテル等を使用している状態
 - ・ 特別管理加算（Ⅱ）：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理を受けている状態
人工肛門、人口膀胱設置の状態、神秘を超える褥瘡の状態、週3日以上点滴が必要な状態
 - ・ ターミナルケア加算：死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施
- ※は支給限度管理対象外

【時間帯別 提供加算】	
早朝（ 6:00～ 8:00 ）：所定単位数より	25%
夜間（ 18:00～22:00 ）：所定単位数より	25%
深夜（ 22:00～ 6:00 ）：所定単位数より	50%

訪問看護利用料金表（介護予防）

（令和7年6月現在）

【1単位：10.42円】

基本	提供時間	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、助産師の訪問	20分未満	303単位/回	315円	631円	947円
	30分未満	451単位/回	469円	939円	1,409円
	30分以上1時間未満	794単位/回	827円	1,654円	2,482円
	1時間以上1時間30分未満	1090単位/回	1,135円	2,271円	3,407円
准看護師の訪問	20分未満	273単位/回	284円	568円	853円
	30分未満	406単位/回	4223円	846円	1,269円
	30分以上1時間未満	715単位/回	745円	1,490円	2,235円
	1時間以上1時間30分未満	981単位/回	1,022円	2,044円	3,066円

※20分未満の提供は、ご利用者からの連絡に応じての対応も含みます

理学療法士等の訪問	20分未満	284単位/回	295円	591円	887円
	40分未満	568単位/回	590円	1,182円	1,774円

※週に6回が限度となります

※主治医がご利用者の容態（症状）急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を必要とする旨の特別な指示を行った場合は、その指示から14日に限って上記の訪問看護日は算定しません（医療保険による適応）

【加算】	単位数	利用負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）：退院当日サービス	350単位/回	364円	729円	1,094円
初回加算（Ⅱ）	300単位/回	313円	625円	938円
退院時共同指導加算	600単位/回	625円	1,250円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算	250単位/回	261円	521円	782円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）30分未満	254単位/回	265円	529円	794円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）30分以上	402単位/回	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算 1時間30分以上	300単位/回	313円	625円	938円
※緊急時訪問看護加算（Ⅱ）24時間対応	574単位/回	598円	1,196円	1,794円
※特別管理加算（Ⅰ）	500単位/回	521円	1,042円	1,563円
※特別管理加算（Ⅱ）	250単位/回	261円	521円	782円
※ターミナルケア加算	2,000単位/回	2,084円	4,168円	6,252円
予防訪問看護12月超減算	▲5単位/回	利用開始した月を起算して12カ月以上継続利用した場合（理学療法士等の訪問）		

- ・ 特別管理加算（Ⅰ）：在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態
- ・ 特別管理加算（Ⅱ）：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理を受けている状態
人工肛門、人口膀胱設置の状態、神秘を超える褥瘡の状態、週3日以上点滴が必要な状態
- ・ ターミナルケア加算：死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施

※は支給限度管理対象外

【時間帯別 提供加算】	
早朝（ 6:00～ 8:00 ）：所定単位数より	25%
夜間（ 18:00～22:00 ）：所定単位数より	25%
深夜（ 22:00～ 6:00 ）：所定単位数より	50%

訪問看護利用料金表（医療保険①） （令和7年6月現在）

医療保険				料金	基本利用料（利用者負担金）		
					1割負担	2割負担	3割負担
精	訪問看護	看護師、保健師、助産師、	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円

神 科 以 外	基本療養費 (Ⅰ)	PT/OT/ST (1日につき)	週4日以降	6,550円	670円	1,310円	1,970円
		※PT/OT/STの場合	週4日以降	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師 (1日につき)	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		専門性の高い看護師との同行訪問 (管理療養費算定不可)		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
	訪問看護 基本療養費 (Ⅱ)	看護師、保健師、助産師、 PT/OT/ST(1日につき)同 一日に2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日以降	6,550円	670円	1,310円	1,970円
		※PT/OT/STの場合	週4日以降	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師(1日につき) 同一日に2人	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		専門性の高い看護師との同行訪問 (管理療養費算定不可)		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)		入院中1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精 神 科	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 看護師、保健師、作業療法士 (1日につき)		週3日まで(30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週3日まで(30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円
			週4日以降(30分以上)	6,550円	670円	1,310円	1,970円
			週4日以降(30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 准看護師 (1日につき)		週3日まで(30分以上)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週3日まで(30分未満)	3,870円	387円	774円	1,161円
			週4日以降(30分以上)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
			週4日以降(30分未満)	4,720円	472円	944円	1416円
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 看護師、保健師、作業療法士 (1日につき)		週3日まで(30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週3日まで(30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円

	同一日に2人	週4日以降（30分以上）	6,550円	670円	1,310円	1,970円
		週4日以降（30分未満）	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 准看護師 （1日につき） 同一日に2人	週3日まで（30分以上）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週3日まで（30分未満）	3,870円	387円	774円	1,161円
		週4日以降（30分以上）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		週4日以降（30分未満）	4,720円	472円	944円	1416円
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		8,500円	850円	1,700円	2,550円

訪問看護利用料金表（医療保険②）

（令和7年6月現在）

医療保険			料金	基本利用料（利用者負担金）		
				1割負担	2割負担	3割負担
共通	訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
		月の2日目以降（1）	3,000円	300円	600円	900円
		月の2日目以降（2）	2,500円	250円	500円	750円
	訪問看護情報提供費（月1回）		1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	乳幼児加算（※6歳未満） （1日につき）	欄外※1の方、（準）超重症児	1,800円	180円	360円	540円
		上記以外	1,300円	130円	260円	390円
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問加算（1日につき）		2,650円	265円	530円	795円
	複数名訪問看護加算（週1回まで）看護師等と訪問		4,500円	450円	900円	1,350円

複数名訪問看護加算（週1回まで）准看護師等と訪問		3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算（週3回まで）看護師補助等と訪問		3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算	週1回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算	月1回	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算（月1回）	欄外※2の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	それ以外の方	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	適応時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	適応時	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	適応時	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	適応時/月1回まで	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	適応時/月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料I	月1回	780円	78円	156円	234円
夜間・早朝訪問加算	夜間（18:00~22:00）	2,100円	210円	420円	630円
	早朝（6:00~ 8:00）				
深夜訪問加算	深夜（22:00~ 6:00）	4,200円	420円	840円	1,260円

※1：厚生労働大臣が定めるもの

※2：在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを移用している状態にある利用者